平成２３年（フ）第２４９号
茨城県下妻市下木戸83番地　コジマハイツ105
債務者　小野　一成
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２４９号
千葉県いすみ市深堀1601番地19
債務者　金子エリカ
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第５２号
千葉県長生郡長生村七井土1376番地19、申立時の住所千葉県茂原市七渡669番地１
債務者　宇佐美裕紀
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第５６号
千葉県茂原市萩原町２丁目103番地
債務者　福澤　　実
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第６０号
千葉県長生郡白子町北高根4037番地７
債務者　安藤由季子（旧姓森島）
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第６１号
千葉県茂原市高師町２丁目14番地11　希望の家
債務者　和田　博章
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第２８２号
金沢市堀川町18番40号　堀ハイツ301号室、従前の住所金沢市北安江１丁目５番14号、従前々の住所石川県加賀市山代温泉幸町23番地１
債務者　白木川惠美子
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２９２号
石川県白山市茶屋１丁目10番地　信開ベルシー松任802
債務者　林　　茂夫
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２９４号
石川県石川郡野々市町扇が丘22番12号　プラザ信開工大106号室、従前の住所石川県石川郡野々市町下林４丁目２番地
債務者　中村　朗子（旧姓梶）
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３０１号
金沢市東力３丁目52番地　南荘７号、住民票の住所石川県加賀市作見町甲13番地
債務者　田谷　栄一
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３０５号
金沢市諸江町下丁363番地３　セントラルサニーハイツ103号室
債務者　小野　信一
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３２３号
石川県白山市北安田西２丁目11番地、従前の住所石川県白山市五歩市町496番地２
債務者　波佐場　康
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３２４号
石川県白山市深瀬新町121番地１
債務者　大門　勇二
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１４１号
長野県安曇野市三郷明盛2999番地７
債務者　宮澤　和範
1　決定年月日時　平成23年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１８９号
長野県安曇野市穂高有明7508番地16
債務者　吉垣　　茂
1　決定年月日時　平成23年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１７１号
岐阜県各務原市那加日吉町１丁目13番地
債務者　山田眞由美
1　決定年月日時　平成23年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３５６号
岐阜市鷺山2562番地17
債務者　伏屋　　勉
1　決定年月日時　平成23年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
岐阜地方裁判所